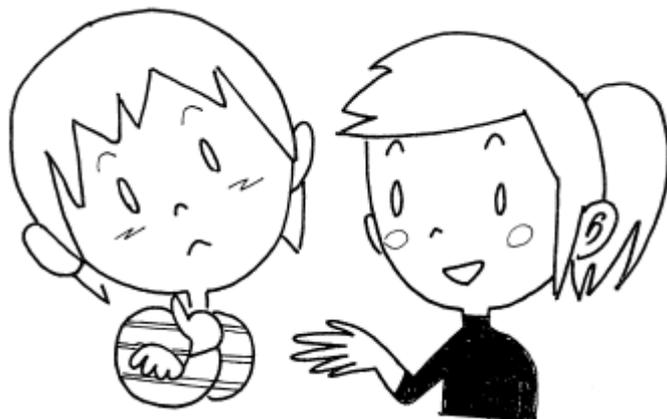


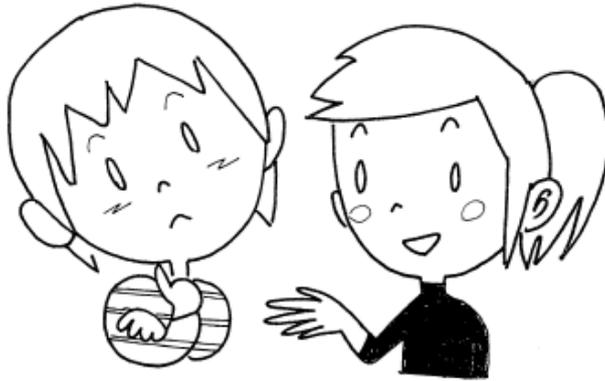
「弁護士の数が足りない」って ホント？！



2008年（平成20年）11月

兵庫県弁護士会法曹人口問題プロジェクトチーム

曹介君



法子さん

～「法曹人口」って何?～

法子さん：「法曹人口がもの凄く増えているらしいわよ。」

曹介君：「ハウソウ?! マスコミの数のこと? 何? それ」

法子さん：「あまりちゃんと定義されていないようだけど、裁判官・弁護士・検察官と
いった司法試験を合格した人達のことを普通指すらしいわよ。」

～「日本の裁判は長い?」～

曹介君：「へえー。でも、それって、いいことじゃないか。日本の裁判は、時間がかかるって言うし。」

法子さん：「それが、裁判官や検察官の数はほとんど増えていないらしいの。」

曹介君：「弁護士さんだけがが増えても、裁判は短くならないんじゃないかな。」

法子さん：「そうよね。弁護士さんだけがが増えて、これまで以上に裁判を起こしても、
裁判官や検察官が増えないんじゃ、逆に事件が溜まっちゃって、裁判に余計に時間がかかるようになるわよね。それにそもそも日本の裁判って、外国と比べて短いらしいわよ。」

曹介君：「うそだー。新聞やなんかには、『日本の裁判は長い。』っていつも書かれているよ。」

法子さん：「でもね。裁判って、民事事件と刑事事件に分かれているのだけど、民事事件の場合、日本の裁判は、アメリカの約半分以下、イギリスの4分の1以下の時間しかかかっていないそうよ。刑事事件をアメリカと比較すると、

3分の1程度、ドイツの約半分の時間しかかかっていないそうなの¹。」



曹介君： 「へえー。そうなんだ。有名な事件では、10数年かかったって、新聞報道がされてるけど、そんな事件も入れても外国に比べて短いんだ。意外だったな。」

～「弁護士の数」ほどの程度増えるの？～

曹介君： 「それで、弁護士さんの数が増えているって、どれくらい増えているの？」

法子さん： 「以前は、毎年300人程度が弁護士になっていたのが²、最近では、年間1500人の弁護士が誕生するのだから約5倍の弁護士が毎年生まれているこ

¹ 最高裁判所のホームページによれば、平成13年の統計で、日本の民事第一審事件の審理期間は、8.5月、イギリスは37.7月、アメリカは、中位数が8.7ヶ月である。中位数とは、審理期間の長さに事件を順に並べた中央にある事件の審理期間を言い、日本の中位数は、3.7月である。刑事の第一審事件の審理期間は、日本は3.3月、ドイツで6.2月、アメリカは中位数が6.0月で、日本の中位数は2.3月にすぎない。

² 1965年（昭和40年）の司法試験合格者数は526名で、同年司法修習生から弁護士登録したのは、319名であった。なお、当時は、司法修習期間2年を経て弁護士になっていたため、昭和40年に合格した者526名から弁護士になったのは、昭和42年の数に相当する。

1965年から1992年（平成4年）にかけて、司法試験合格者数は、少ない年で448名（昭和57年）から630名（平成4年）で、その間、司法修習生から弁護士登録した数は、少ない年で319名（昭和40年）から多い年で406名（昭和45年）でほとんどが300人代で推移していた。

その後、平成5年に司法試験合格者は700名を超えて759名となり、平成11年には、1000人を超えるに至った。平成18年には、平成17年の合格者数1464名のうち1268名が弁護士になった。裁判官・検察官の数は、司法予算の関係からか、それぞれ100名ずつからさほど増員されることはなく、今後も増加しないとすると司法試験合格者数3000人のうち2800名が弁護士になると予想される。2800名の弁護士数は、300名程度が弁護士になった時代と比較して約6倍～7倍に該当する。

とになるわね。しかも、これからまだまだ増やす計画らしいの³。そして、最終的には司法試験合格者を3000人にして、そのうち2800人が弁護士になるらしいわよ。」

曹介君： 「へえー。ということは、以前の9倍の弁護士さんが毎年生まれるのか。でもさ、弁護士さんを増やすって言うことは、事件が増えているっていうことじゃないの？」

～「事件の数は増えているの？」～「司法過疎」って？～

法子さん：「それがね。実は、減る一方⁴らしいわよ。」

曹介君： 「でもさ、弁護士さんが増えたらさ、地方の人達が救われるようになるんじゃないかな。」

法子さん：「『司法過疎』って言われる問題ね。ただね。地方の裁判所や検察庁はどんどん統廃合されてなくなっているの。弁護士さんだけが地方に行くだけでは問題解決にはならないわ。」

曹介君： 「そうかなあ。」

法子さん：「それに、地方の事件は少ないので、少数の弁護士さんが地方に行けば、すぐに地方では弁護士過多になっちゃうわ。司法過疎に必要な弁護士の数は300人から500人程度と言われているのよ。」

曹介君： 「そっか。でもさ、それでも弁護士さんが増えたら、何となく世の中が良くなる気がするな。泣き寝入りが減るとかさ。」

法子さん：「そうね。でもね。皆が弁護士さんをつける比率⁵は、大幅に減っているらしいわよ。皆が弁護士さんをつけないのに、弁護士さんの数だけが増えて

³ 2004年3月19日及び2006年3月19日の閣議決定において、「2010年までに司法試験の合格者数を3000人にする」とされていたが、2008年3月25日、「上記3000人計画の前倒しも3000人以上の合格者を出すことについて断念する」旨の閣議決定を行った。

⁴ 民事行政事件総数及び家事事件総数を全て合計した事件総数は、平成15年の772万4746件をピークに毎年減り続け、平成18年には598万4939件と22.5%減っている（最高裁判所のホームページによる）。

⁵ 1990年と2006年の弁護士選任率を比較すると、①簡易裁判所の通常事件が17.69%から20.23%へ、②少年の付添人比率が0.9%から6.7%、③行政訴訟事件が74.87%から76.21%と微増しているものもあるが、その他④簡易裁判所の民事調停事件は23.04%から4.10%へ、⑤地方裁判所の民事通常事件は86.43%から78.77%へ、⑥家庭裁判所の遺産分割調停事件に至っては、72.43%から61.47%といずれも微減乃至大幅減となっている。

いるのが現状なの。これからの少子高齢化社会になると、お金も人も動かないから益々弁護士さんに対する需要はなくなるでしょうしね。」

曹介君：「でもさ。諸外国に比べたら弁護士さんの数もまだまだ少ないって聞いたよ。」

～「外国と比べて日本の弁護士の数は多い？」～

法子さん：「これもカラクリがあって、例えば、諸外国では、日本のように司法書士や税理士や行政書士っていう隣接士業がないことが多くて、こういった人達の仕事を全て弁護士がしているの。だけど、日本の場合は、分業が進んでいてその分弁護士の数は少なくて済む⁶らしいの。それに、事件数も他の諸外国とは比較にならないし、裁判の制度自体も国によって違うし、国民性っていうのもあるし、そう簡単に比較はできないわ。」



⁶ 日本の平成 19 年の弁護士と隣接士業の数は、弁護士 2 万 4306 人、司法書士 1 万 8802 人、行政書士 3 万 9485 人、税理士は 7 万 0768 人、弁理士は 7353 人、土地家屋調査士 1 万 8146 人、社会保険労務士 3 万 1468 人の合計 21 万 0328 人で、フランスの法曹人口 5 万人弱と比較すると 4 倍、国民数との比較をすると約 2 倍の数の士業が存在する。

曹介君： 「弁護士さんの数が需要もないのに増えているって言うことは分かったけどさ。結局、弁護士さんの数が増えたって僕たちの生活には何の影響もないんじゃないの。」

～「**弁護士数が多過ぎるとどんな問題があるの？**」～

法子さん：「そうかしら。今でも赤字経営の弁護士さんが出てきているらしいけど、そんな弁護士さんが、お金に目がくらんで、不要な裁判を進めたり、法外な弁護士費用を取られたりする危険があるんじゃない？実際、諸外国では、弁護士による報酬犯罪が社会問題化しているらしいわよ⁷。」

曹介君： 「それは困るな。」

法子さん：「それにこれまでは受からなかったレベルの人が司法試験に合格するようになるわ。極端に言えば、医学生が一人で手術をするようなものと同じよ。それに、就職できない新人弁護士が増えていて⁸、弁護士になってからの修行を積むこともできないの。」

曹介君： 「そうか。これまでは、どこの弁護士さんのところへ行っても大体信頼できるレベルにあったのが、これからは自分達で弁護士さんの質を見極めないといけないって言うことだな。」

法子さん：「そうよ。でも、弁護士さんの質を私達がどうやって見分けたらいいのかしら。見た目では分からないし、弁護士の言っていることが正しいかどうかなんて分からないわよ。分かるくらいなら、弁護士のところへ行っても相談する必要なんかないじゃない。」

⁷ 2008年8月19日付け東亜日報は、韓国で弁護士の数が増えた結果、「弁護士らの懐事情が芳しくなく、受任料関連の犯罪も増えつつある。」として、「大韓弁護士協会が弁護士を懲戒処分にした件数は、2002年の15件から昨年は47件へと増えた。韓国消費者保護院に届け出があった受任料関連の被害救済の申請も、02年の325件から06年は437件へと増加した。依頼人らに提訴をするように仕向け、事件を受任する弁護士も増えている。ソウル中央地裁のある判事は、「弁護士が成功報酬を狙って、和解で終わる事件を無理やり正式裁判へと進める事例が多い」と報道している。

⁸ 日弁連の調査によると例年であれば、全員就職先が決まっているはずの2008年8月1日（就職4ヶ月前）現在で、約300人の司法修習生が就職を見つけれられていないとの調査結果が出た。

曹介君： 「ハハッ。それもそうだな。」

法子さん：「それに、これまで弁護士さんって、労働紛争や消費者被害、公害問題やその他様々な人権活動やお金にならない公益的な仕事をしてくれていたのだけど、これからは、こんな仕事をやらしてもらえなくなるわ。」



曹介君： 「どうして？お金に困ったって、そんな活動をするのが弁護士さんだろ？」

法子さん：「これまでそんな活動ができていたのも、経営が成り立っていたからであって、赤字経営になったら、自分をマスコミなんか売り込んだりする営業活動ばかりに忙しくなって、そんな活動をしている時間や余裕がなくなるじゃないの。」

曹介君： 「法子さんって、この問題について詳しいんだね。」

法子さん：「実はね。私のお父さんが弁護士なの。私も弁護士を目指していたんだけど、お父さんが『絶対に弁護士にだけはなるな。』『生活できるまっとうな仕事に就け。』って反対されているの。」

曹介君： 「僕もお父さんに賛成するよ。弁護士になっても生計が立てられないんじゃ、職業とは言えないだろ。」

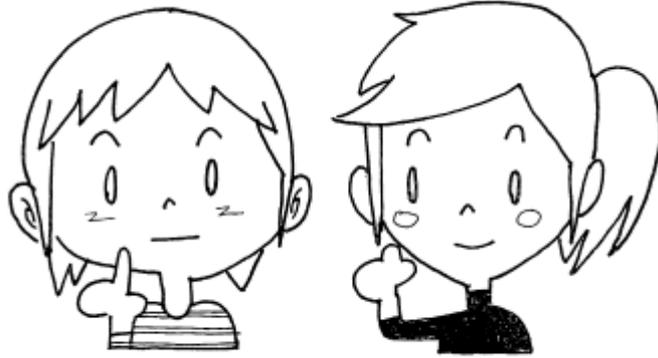
法子さん：「そうね。でも、自分の職業を誇りにも思えず、子供にも勧めることができないなんて、お父さん可愛そう。」

曹介君： 「ホントだね。どうにかならないかな。弁護士さんだけの問題じゃないだろ。」

法子さん：「そうだね。弁護士さんには、国が暴走する時なんかのいざという時にはちゃんと働いてもらわないといけないのだから。このままで良いはずはない

わね。私達社会全体の問題なんだから…。曹介君見直したわ。」

曹介君：「僕たちの社会だ。これからどうなっていくか、しっかり考えて行こうよ。」



終わり